

## 第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年4月18日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 おおた やすひろ 太田 泰弘・2 おおた よしまさ 太田 義政・3 さかくら ゆきみつ 坂倉 行光・4 たむら あきら 田村 明  
5 まえかわ ようこ 前川 洋子・8 き た よしゆき 喜多 義幸・10 かわぐち くにじ 川口 邦次・12 あさお てつや 浅生 哲也  
13 ひらい ひでつぐ 平井 秀次・19 さ の こ 佐野すま子・21 さかの だいてつ 坂野 大徹・24 かわべ ちあき 川邊 千秋

以上12名

欠席部会委員 11 よこやま はくお 横山 帛生・9 いしい やすひろ 石井 康宏

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：向出主査 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 1 おおた やすひろ 太田 泰弘・3 さかくら ゆきみつ 坂倉 行光

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)  
報告第6号 買受適格証明願(公売)について  
報告第7号 時効取得による所有権の移転について  
報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第6号 非農地証明願について  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは第4回第1農地部会を開催させていただきます。  
            本日の欠席は、11番の横山帛生委員、9番の石井康宏委員の2名で、出席委員は12名です。  
            それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。1番の太田泰弘委員、3番の坂倉行光委員 よろしくお願ひします。  
            まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号まで、事務局から一括報告をお願いします。
- 事 務 局      初めての説明であります。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。  
            議案書の1ページから4ページをお願ひいたします。  
            報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
            番号1から18で、合計件数は18件、合計面積は66,676㎡で、その内訳は田が62,858㎡、畑が3,818㎡でございます。  
            これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
            5ページから7ページをお願ひいたします。  
            報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
            番号1から9で、件数は合計で9件、合計面積は24,907㎡で、その内訳は田が11,594㎡、畑が13,313㎡でございます。  
            これらにつきましては、相続の届出でございます。  
            なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
  
            8ページをお願ひいたします。  
            報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。  
            番号1、一般個人住宅用地  
            番号2、集合住宅用地  
            番号3、進入用道路  
            番号4、一般個人住宅用地  
            件数は合計で4件、合計面積は、1,170.7㎡、このうち田が665.7㎡、畑が505㎡でございます。  
  
            9ページをお願ひいたします。  
            報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
            番号1、一般個人住宅用地  
            番号2、駐車場用地  
            番号3、進入用道路  
            番号4、一般個人住宅用地  
            番号5及び番号6、建売（分譲）住宅用地

番号7、進入用道路  
でございます。

以上、件数は7件で、合計面積は2,009㎡、この内訳は田が1,001㎡、畑が1,008㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地  
の1件で、面積は田で2,464㎡になります。

11ページから12ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願（公売）について、でございます。

番号1、2、3、4とも、太陽光発電施設用地  
でございます。

以上、件数は4件で、合計面積は6,980㎡、この内訳は田が5,448㎡、畑が1,532㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、\_\_\_\_、申請地は畑で456㎡、取得年月日は平成元年4月1日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

14ページをお願いいたします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、株式会社\_\_\_\_、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で3.8  
h a

番号2、\_\_\_\_農事組合法人、主たる耕作物 野菜、耕作面積 田1.8  
h a 畑27.4 h a 採草放牧地9 h a 合計38.2 h a

番号3、有限会社\_\_\_\_、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で3.7  
h a

番号4、株式会社\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で86 h  
a

番号5、株式会社\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で100  
h a

番号6、株式会社\_\_\_\_、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で7 h a

番号7、農事組合法人\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田22.  
1 h a、畑0.5 h a 合計22.6 h a

番号8、農事組合法人\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田84  
h a、畑1 h a、合計85 h a

番号9、有限会社\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で63 h  
a

番号10、株式会社\_\_\_\_、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田35.  
2 h a、畑2 h a、合計37.2 h a

番号11、株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積は、畑で3.3ha

番号12、農事組合法人\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は田で10.3ha

以上件数は12件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いいたします。それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,700.3㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,078㎡、申請地 雲出本郷町荒木\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 500㎡ 外2筆、合計面積 3,176㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積 61,919㎡ 渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積 8,818㎡ 申請地 芸濃町萩野米野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 800㎡ 外3筆 合計面積 6,577㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,679㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,662㎡ 申請地 安濃町川西世古\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 142㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は、9,895㎡、このうち田が9,753㎡、畑が142㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。地元推進委員と現地を確認して、問題ないということですが、実はここはこれまで私が草刈りをして管理していたところですが、やっただけであれば結構かと思えます。よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとう。番号2番。

川口委員	10番、川口です。担当の石井委員が本日は欠席でございますが、9日に現地確認したところ、地元推進委員は都合が悪く欠席でしたが、石井委員と現地確認いたしましたして別に問題ないということでした。よろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとう。番号3番。
平井委員	13番、平井です。4月9日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございませぬので、事務局の説明どおり何の問題もございませぬので、よろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとう。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田田中町鎌田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 201㎡。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町久知野橋爪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,642㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、転用面積の41%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町浜田西垣内 _____、台帳地目は畑、現況地目は雑種地、面積 161㎡。 これにつきましては、申請地を50年以上前から墓地用地として管理されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4 地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町穴倉三垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 149㎡ 外1筆、合計面積 445㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電用地とするものです。パネル設置面積は、209.92㎡、転用面積の47%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は4件で、合計面積は、2,449㎡、このうち田が1,843㎡、畑が606㎡でございます。 これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。4月9日に現地確認をいたしまして、地元推進委員も特に問題ないということです。事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。番号2番。これは私の地区です。地元推進委員も別に問題なしということで、事務局の説明どおり、問題はありません。番号3番黒田です。地元推進委員も別に問題ないということで、事務局の説明どおりでございます。  
続いて、番号4番。

事務局 本日横山委員が欠席でございますが、事前に報告をいただいておりますので、お伝えさせていただきます。この案件について支所職員に説明を受け、4月9日に現地確認をしましたところ、地元推進委員も別に問題ないとのご意見をいただきましたので、よろしくお願いいたしますとのことでございます。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページから20ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。恐れ入りますが、番号4の施設の概要欄の訂正をお願いいたします。  
これにつきましては、転用の目的を福祉施設駐車場用地としておりますが、福祉施設駐車場及びコンテナ置場用地に訂正をお願いいたします。

番号1、地区 一身田、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 一身田豊野ほノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 383㎡ 外1筆、合計面積 518㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、265.68㎡、転用面積の51%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 分部五反田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面

積 1, 466㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、転用面積は、周りの高台や樹木の影響で影になる部分がありますことから、36%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 分部大山田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 915㎡ 外1筆 合計面積 990㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、601.47㎡、転用面積の61%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町竹縄 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 338㎡ 外1筆、合計面積 1,233㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を福祉施設駐車場及びコンテナ置場用地とするものですが、既にこの目的で利用されており、所有者から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 高茶屋、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 城山三丁目 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 788㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、423.02㎡、転用面積の53%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 雲出、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 234㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、次の番号7で許可を受けようとする、南側隣接の太陽光発電施設への進入路及び維持管理時の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 43㎡ 外2筆、合計面積 706㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、459.2㎡、転用面積の65%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本下モ田 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 畑・一部雑種地、面積 217㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場、庭、物置用地とするものですが、渡人から平成21年から駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町楠原庭代 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面

積 989㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を共同住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_自治会 代表者 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町北神山上前興\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 244㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をかんがい用井戸用地とするものですが、平成28年6月から既にこの目的で利用しており、受人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、農用地区域内の農業用施設用地です。

番号11、地区 長野、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町桂畑垣\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 387㎡ 外1筆、合計面積 886㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、440.04㎡、転用面積の49%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町北長野細野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 230㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 安濃、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多宮ノ裏\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 124㎡ 外2筆、合計面積 1,277㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、近隣の事業所及び居住する者を対象に貸駐車場用地とするものですが、看板による掲示の有無及び使用者との契約状況に関し、申述書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃柱\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 42㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車庫用地とするものですが、渡人より今は亡き当時の所有者が平成20年ごろに農機具格納庫として建築された旨の経過書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明合、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町野口朝日\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 515㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣地との一体的利用により585.67㎡、転用面積の50%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 香良洲、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外12名、申請地 香良洲町辰新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,387㎡、外29筆。

20ページへの記載になりますが、合計面積 24,689㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、17,199.33㎡、転用



面積の70%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は、35,024㎡、このうち田が7,119㎡、畑が27,518㎡、その他が387㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番、田村です。4月9日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございます。番号2番、3番。

前川委員 5番前川です。2番は4月9日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認いたしました。特に問題ありません。事務局の説明どおりです。3番は地元推進委員と現地確認をして、これも事務局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号4番。

太田委員 1番、太田です。9日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員立会いのもと確認させていただきました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号5番、6番、7番。

太田委員 1番、太田です。5番は地元推進委員と立会いをいたしまして、問題ないということでございます。事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。6番、7番は先ほどの事務局の説明がありましたとおりで、地元推進委員と現地確認をさせていただきました。問題ないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号8番、9番、10番。

川口委員 10番、川口です。9日に地元推進委員と現地確認いたしました。別に異議はないという返答をもらいました。番号9番です。地元推進委員に確認いたしました。別に問題ないということでございました。10番です。石井委員が本日は欠席でございますので、私がことづかって来ましたので、報告させていただきます。地元推進委員も出席いただき、現地を確認いたしまして、別に問題はないということです。いずれも、事務局の説明どおり意義はないということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号11番、12番。

事務局 番号11番、12につきまして、横山委員の案件でございます。番号11、

4月9日に現地確認をし、地元推進委員より問題ない旨の意見をいただいております。問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。番号12でございますが、こちらも地元推進委員より問題ないという意見をいただいております。よろしくお願いいたしますとのことでございます。

議長 はい、ありがとうございます。番号13番、14番、15番。

浅生委員 12番、浅生です。13番は会長、部会長、地元推進委員と現地確認をした結果、別に問題なしということです。よろしくお願いいたします。14番は地元推進委員も問題なしということで、よろしくお願いいたします。15番明合について、地元推進委員と現地確認をした結果、問題なしということです。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。番号16番。

太田委員 1番、太田です。9日に守山会長、喜多部会長と立会いのもとに、現地確認しました、なお地元推進委員からは問題ないとの報告も受けまして、事務局の説明どおり、問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大里、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町蟹田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 880㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に35年間の賃貸借権を設定し、申請地を歯科診療所用地とするものですが、借人より、以前から資材置場として使用している旨の始末書の提出がありますので追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は、田で880㎡でございます。この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。4月9日に地元推進委員と現地確認いたしました。特に

問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 神戸、借人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_ 貸人 \_\_\_\_\_、申請地 半田五反田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 542㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものですが、貸人より亡き父が平成15年から隣接する事業所の駐車場として使用していた旨の始末書の提出がありますので追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、借人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町細越\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 149㎡外1筆、合計面積 497㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所今里\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 284㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、借人より建築工事に取り掛かったところ農地であることが判明した旨の始末書の提出がありますので追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積1,323㎡、このうち田が542㎡、畑が781㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。4月9日に現地確認を地元推進委員としまして、ここの場所は平成15年ぐらいから、駐車場として使われているということで、始末書も出ていますので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。4月9日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。特に問題ございません。また、4月13日に高野尾地区農業振興協議会において諮りましたところ、特に問題ないということで、事務局の説明どおりで、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとう。番号3番。

事務局 こちらも横山委員の案件でございますが、4月9日に現地確認をしました。地元推進委員も問題ないとのご意見でした。私も同意見です。よろしくお願いいたしますとのことでございます。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1 地区 草生、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安部下津見\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 66㎡。

これにつきましては、提出されております平成30年3月19日発行の平成29年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地には昭和30年築の納屋があることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2 地区 明合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町大塚垣内\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 374㎡。

これにつきましては、提出されております平成30年3月12日発行の登記全部事項証明書により、申請地には、昭和62年建築の倉庫があることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は、畑で440㎡でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

平井委員 13番、平井です。4月9日に地元推進委員ともども現地確認を行いました。問題ないということですので、事務局の説明どおり、特に問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号2番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員ともども現地確認しました。事務局の説明どおり、問題なしということですのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。  
次に別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で93,877㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,625㎡、契約件数は65件でございます。  
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で142,244㎡、畑の賃貸借で122㎡、契約件数は35件でございます。  
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で280,016.65㎡、畑の賃貸借、使用貸借で620㎡、契約件数は80件でございます。  
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で29,044.3㎡、契約件数は11件でございます。  
美里地区につきましては、田の使用貸借で8,140㎡、契約件数は4件でございます。  
香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。  
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて、553,321.95㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8,367㎡、合計契約件数は195件、合計面積は561,688.95㎡となっております。  
  
次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は津地区26件、河芸地区28件、安濃地区74件、芸濃地区4件で合計132件、合計面積は462,780.95㎡でございます。  
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。整理番号10、ほか4件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この5件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号191についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号33、ほか4件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この5件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号9、ほか51件の\_\_\_\_\_に関する分についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この52件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第7号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
第4回第1農地部会を終了いたします。

午前11時07分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。  
平成30年4月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_